

築上町告示第17号

平成23年第1回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成23年2月23日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成23年3月7日
- 2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

田原 宗憲君	丸山 年弘君
首藤萬壽美君	塩田 文男君
工藤 久司君	塩田 昌生君
成吉 暲奎君	吉元 成一君
西畑イツミ君	西口 周治君
有永 義正君	田村 兼光君
田原 親君	信田 博見君
宮下 久雄君	武道 修司君
平野 力範君	中島 英夫君
繁永 隆治君	

3月10日に応招した議員

3月14日に応招した議員

3月15日に応招した議員

3月24日に応招した議員

応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成23年3月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- 提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第4号 専決処分について(築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第5 議案第5号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第6 議案第6号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第7 議案第7号 平成22年度築上町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第8号 平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第9 議案第9号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第10 議案第10号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第11 議案第11号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第12 議案第12号 平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第13 議案第13号 平成23年度築上町一般会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 平成23年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第18号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第19 議案第19号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第20 議案第20号 平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第21号 平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第22号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第23号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第24号 平成23年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第25 議案第25号 上城井活性化センター条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第27 議案第27号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第29号 築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第30号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第31号 築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 築上町ふるさと公園広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第33号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第34号 築上町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第35号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第36号 築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第37号 築上町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第38号 築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第39号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第40号 築上町椎田人権啓発センター及び築城同和研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第41号 築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議案第42号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 議案第43号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第44 議案第44号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第45 議案第45号 築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第46 議案第46号 築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第47 議案第47号 築上町集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第48 議案第48号 築上町岩丸生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第49 議案第49号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第50号 町道路線の変更について
- 日程第51 議案第51号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第52 議案第52号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第53 議案第53号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第54 議案第54号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名(会議規則第118条)
- 日程第2 会期の決定(会議規則第5条)議会運営委員会委員長の報告
- 日程第3 諸般の報告
議長の報告
提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第4号 専決処分について(築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第5 議案第5号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第6 議案第6号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第7 議案第7号 平成22年度築上町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第8号 平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第9 議案第9号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第10 議案第10号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第11 議案第11号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第12 議案第12号 平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第13 議案第13号 平成23年度築上町一般会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 平成23年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第18号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第19 議案第19号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第20 議案第20号 平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第21号 平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第22号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第23号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第24号 平成23年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第25 議案第25号 上城井活性化センター条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第29号 築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第30号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第31 議案第31号 築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 築上町ふるさと公園広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第33号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第34号 築上町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第35号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第36号 築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第37号 築上町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第38号 築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第39号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第40号 築上町椎田人権啓発センター及び築城同和研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第41号 築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議案第42号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 議案第43号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第44 議案第44号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第45 議案第45号 築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第46 議案第46号 築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第47 議案第47号 築上町集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第48 議案第48号 築上町岩丸生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第49 議案第49号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第50号 町道路線の変更について
- 日程第51 議案第51号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第52 議案第52号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第53 議案第53号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第54 議案第54号 人権擁護委員の推薦について

出席議員(19名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 田原 宗憲君 | 2番 丸山 年弘君 |
| 3番 首藤萬壽美君 | 4番 塩田 文男君 |
| 5番 工藤 久司君 | 6番 塩田 昌生君 |
| 7番 成吉 暲奎君 | 8番 吉元 成一君 |

9番 西畑イツミ君 10番 西口 周治君
11番 有永 義正君 12番 田村 兼光君
13番 田原 親君 14番 信田 博見君
15番 宮下 久雄君 17番 武道 修司君
18番 平野 力範君 19番 中島 英夫君
20番 繁永 隆治君

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
教育長 神 宗紀君
会計管理者兼会計課長 畦津 篤子君
総務課長 吉留 正敏君 財政課長 則行 一松君
企画振興課長 渡邊 義治君 人権課長 松田 洋一君
住民課長 福田みどり君 税務課長 田村 一美君
福祉課長 中野 誠一君 建設課長 田中 博志君
産業課長兼農業委員会事務局長 久保 和明君
上水道課長 中嶋 澄廣君 下水道課長 久保 澄雄君
総合管理課長 吉田 一三君 商工課長 石川 武巳君
環境課長 永野 隆信君 学校教育課長 田中 哲君
生涯学習課長 田原 泰之君 監査事務局長 川崎 道雄君
清掃センター長 田村 修乃君

午前10時06分開会

議長(成吉 暲奎君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、平成23年第1回築上町議会定例会を開会いたします。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、新川久三君。

町長(新川 久三君) 皆さん、おはようございます。もう春の気配が本当一段と色濃くなり、ちょうどきのうが啓蟄ということでございまして、きょう平成23年の第1回定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さん参加してい

ただいて大変ありがとうございます。そうしてまた、先ほど全国議長会から永年勤続の表彰の皆さん、まことにおめでございます。

さて、12月から今までの出来事をちょっと報告をさせていただきますと、伊良原ダム、これが福岡県の検証委員のほうから必要だという報告が出されております。そういう形の中で国土交通省、福岡県の検証で五ヶ山ダムとそれから伊良原ダムと2カ所、これ絶対必要だということで、あとは国土交通省のほうであとの予算要求をとという話になっておるようでございます。

そして、またこれに絡んでおりますけれど、水道企業団の、いわゆる水の割り当て変更がちょっとございます。いわゆる上毛町が水が必要だということで、どっか分けてということで、豊前が非常に多く受け持ちをしておるということで、豊前と苅田のほうも余っておるというようなことで、1日に100トンほどこれを上毛のほうに回すということが、一応協定の中で変更されたということを御報告を申し上げておきます。

それから、かねてから広域医療で福岡県の地域医療再生計画の中で、いわゆる京築地域医療再生計画というものがございまして、国から10年30億という一応予算があるということを言ってまして、最終的には25億ということで決定をいたしまして、この配分も決まっております。これは、県が医師の確保事業ということで3億2,000万円ほど県が確保して、あとみやこが7億9,950万4,000円、それから豊築が6億7,984万1,000円と、2地区共同で、これは医療連携ネットワーク事業ということで7億65万5,000円を確保するという、合計で25億と。

豊築の主な事業は、いわゆる医師会が行う成人病の検診センター、それから我々の急患センター、これが5,300万円ほど予算がいただけるということで、できれば医師会のこの成人病のセンターと急患センターを一緒に併設してはという案がでてきているところであります。場所は旧築上北校の跡地、豊前市が確保しておりますが、そこにという案でございます。

それから、もう1点は、いわゆる後期高齢者連合の議会の議員の減少というようなことで、今まではそれぞれ各市町村から必ず1名は出ておりましたけれども、連合の規約の中でそれは附則で出ておりました。ちょうど23年の一応2月でこの附則の期限が切れるというふうなことで、京築から2名という議員になりました。そこで、議会代表それから市町村代表ということで、この議員にということで、行橋の八並市長と私が議員ということで、一応2月1日に告示がございまして、23日に一応選挙管理委員会のほうから当選の告知をいただいたとでございます。私も、この後期高齢者、流動的な面もございまして、皆さんがよくなるような意見を聞きながら、この議会に参加してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げたいと思います。

それから、今議会に提案しております議案は51件ということで、専決処分、これは先ほどの不祥事で私の給与を減額する、専決させていただきました。これが1件。それから平成22年度の補正予算、これはもう予算調整ということで8議案提出をさせていただいております。それから、23年度の予算12件、それから条例案の改正、条例案ということで24件、主にこの条例案の改正は、暴力団の排除条例ができておまして、これに付随した議案が多々ございます。

それから、指定管理ということで、旧築上西校の上城井分校の指定管理をする議案1件、それから町道の認定が1件、それから人事案件が4件となっておりますのでございます。

どうぞ、皆さん方には審議よろしく願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

議長(成吉 暉奎君) これで行政報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(成吉 暉奎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、20番、繁永隆治議員、1番、田原宗憲議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

議長(成吉 暉奎君) 日程第2、会期の決定について議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。宮下久雄委員長。

議会運営委員長(宮下 久雄君) 議会運営委員会の報告をいたします。

3月3日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の日程案のとおり決定をいたしました。

3月7日の本日は、本会議で議案の上程、なお、議案第4号の専決処分、築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例等、議案第51号築上町教育委員会委員の任命についてから、議案第54号の築上町人権擁護委員の推薦についてまでの人事案件について、以上の5件は、本日即決することとして協議をいたしました。

3月8日、3月9日は、議案考案日とします。

3月10日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託を行います。

3月11日、12日、13日は休会とします。

3月14日月曜日は、本会議で一般質問とします。

3月15日は、一般質問の予備日とします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会といたします。

3月16日は休会で、厚生文教常任委員会とします。

3月17日は休会で、産業建設常任委員会とします。

3月18日、19日、20日は休会とします。

3月21日月曜日ですが、祭日でありますので休会とします。

3月22日火曜日は休会で、総務常任委員会とします。

3月23日は休会で、委員会予備日とします。

3月24日は本会議で委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

今回、中学校及び小学校の卒業式の日時を考慮しての日程でございますので、御了承お願いいたします。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については、一般質問でお願いをいたします。なお、一般質問の受け付け締め切りは、本日午後3時までといたします。

以上、会期は、本日から3月24日までの18日間とすることが適当だと決定いたしましたので、ここで御報告をいたします。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日3月7日から24日までの18日間と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日3月7日から3月24日までの18日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

議長(成吉 暲奎君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

それでは、本日提案されています議案はお手元に配付しておりますように、議案第4号外50件であります。

また、例月出納検査報告が配付のとおり提出されておりますので、報告いたします。

日程第4. 議案第4号

議長(成吉 暲奎君) 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第4号の専決処分、築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第4、議案第4号築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第4号専決処分について、築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成23年2月1日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。平成23年3月7日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第4号は専決処分でございますが、築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、本町職員の不祥事に関し、町執行部の責任者として築上町の信用を傷つけ、町民の信頼を損ねたことに対する責任として、町長及び副町長の給料月額を1カ月間減じる必要がありました。そこで、2月分の給与といたしまして1カ月を減額し、町長給与は100分の20、副町長は100分の10を減ずることで、一応これはもう執行さしていただいております。よろしく御採択をお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第4号について採決を行います。議案第4号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

議長(成吉 暲奎君) お諮りします。日程第5、議案第5号平成22年度築上町一般会計補正予算(第11号)についてから、日程第12、議案第12号平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第4号)についてまでを、会議規則第37条の規定により一括上程したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第12号までは一括上程することに決定いたしました。

日程第5、議案第5号平成22年度築上町一般会計補正予算(第11号)についてから日程第12、議案第12号平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第4号)についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第5号平成22年度築上町一般会計補正予算(第11号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町一般会計補正予算(11号)を別紙のとおり提出する。

議案第6号平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

議案第7号平成22年度築上町老人保健特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町老人保健特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

議案第8号平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

議案第9号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、地方自治

法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

議案第10号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

議案第11号平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

議案第12号平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第4号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。平成23年3月7日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんです。新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第5号は平成22年度築上町一般会計補正予算(第11号)でございますが、本予算は、既定の歳入歳出予算の総額101億4,090万6,000円から3,168万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を101億921万7,000円とするものでございます。

歳入歳出とも、年度末により事業調整を行ったものでございます。しかし、国の補正予算による円高デフレ対策のために、緊急総合対策事業ということで「住民生活に光をそそぐ交付金」という追加交付がございました。これは、図書館のサービス拡充事業ということで240万円を充てたいということと、それからあと減債基金への積み立てということで調整額が余った分を5,900万円積み立てをさせていただいてるところでございます。あといろいろございますが、そういうことで、さっき申しましたように、予算調整ということで御理解を願いたいと思います。

次に、議案第6号は、平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額28億5,729万9,000円から128万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億5,601万7,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、事業費確定に伴うものでございまして、保険基盤安定事業、それから財政安定化支援事業の各繰入金増額、それから福岡県国民健康保険団体連合会の次期システム事業費増額による負担金増額補正が主なものでございます。

以上で、この議案の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第7号平成22年度築上町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、本予算は、既定の歳入歳出予算の総額813万円から150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を663万円と定めるものでございます。

この補正の主なものは、老人保健法の廃止から3年間の経過措置が終了することにより平成22年度をもって廃止される本特別会計の余剰金を一般会計へ繰り出すための一般会計繰出金を計上するものでございます。

次に、議案第8号平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額3億3,383万9,000円から2,897万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を3億486万1,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、後期高齢者医療広域連合へ納める保険料分の負担を減額補正するものでございます。

議案第9号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を2億8,931万1,000円とするものでございます。

補正の主なものとしたしましては、再評価業務委託業務の減額、それから下水道管渠詳細設計委託の入札残に伴うものでございます。

それから、議案第10号は、平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,100万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を3億1,576万1,000円とするものでございます。

補正の主なものとしたしましては、下水道管路の工事に伴う町単独工事費1,500万円を減額いたしまして、あと工事費の減額に伴う下水道管路詳細設計委託料、現場監理費の減額が主なものでございます。

次に、議案第11号平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億6,315万3,000円とするものでございます。

主な補正は、国庫補助事業の確定に伴い、工事請負費300万円を減額するものでございます。

次に、議案第12号平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第4号)についてでございます。

本予算は、既定の収益的収入を287万5,000円増額し、総額を2億6,452万7,000円に定めるものでございます。

内容としては、東八田地区圃場整備事業に伴う導水管布設替工事の負担金の補正でございます。

8件とも、予算調整という意味を込めて提案をさせていただいているところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

日程第15. 議案第15号

日程第16. 議案第16号

日程第17. 議案第17号

日程第18. 議案第18号

日程第19. 議案第19号

日程第20. 議案第20号

日程第21. 議案第21号

日程第22. 議案第22号

日程第23. 議案第23号

日程第24、議案第24号

議長(成吉 暲奎君) お諮りします。日程第13、議案第13号平成23年度築上町一般会計予算についてから、日程第24、議案第24号平成23年度築上町水道事業会計予算についてまでを、会議規則第37条の規定により一括上程としたいが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案24号までは一括上程することに決定いたしました。

日程第13、議案第13号平成23年度築上町一般会計予算についてから日程第24、議案第24号平成23年度築上町水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第13号平成23年度築上町一般会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成23年度築上町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第14号平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第15号平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第16号平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第17号平成23年度築上町霊園事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成23年度築上町霊園事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第18号平成23年度築上町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成23年度築上町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第19号平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第20号平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第21号平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第22号平成23年度築上町公共下水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成23年度築上町公共下水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第23号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成23年度築上町簡易水道事業特別事業会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第24号平成23年度築上町水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成23年度築上町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。平成23年3月7日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。それでは、新川久三町長。

町長(新川 久三君) 議案第13号は、平成23年度築上町一般会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億3,780万円と定めるものでございます。また、債務負担行為3件の設定及び一時借入金の限度額を10億円と定めるものでございます。

前年度の当初予算と比較しますと、11億5,868万円の増でございますが、前年度は骨格予算ということで計上しておりました。6月の補正予算等比較しますと、これは5.2%の増になります。自主財源の乏しい本町におきましては、行財政改革を進める中、昨年同様厳しい予算編成となっておりますが、地域の経済活力を維持するために必要な予算を計上させていただいております。

主な予算は、築城旧庁舎跡地のコミュニティセンター建設事業が2億8,444万円、それから米軍再編の交付金事業1億6,224万8,000円、それから特定防衛施設周辺整備調整交付金事業2億1,125万3,000円及び辺地対策事業が3,145万3,000円などが、普通建設事業で主なものでございます。

それから、子どもの医療費助成事業基金積立金、これに1億ほど積み立てをさせていただいております。

歳入においては、町税が微増の755万2,000円ほど一応増を見込んで、15億1,399万9,000円の見込みを立てているところでございます。

あと、地方交付税、これも微増ということでございますが、8,813万円一応増を見込んで、34億7,879万6,000円を見込んでおるところでございます。特別交付税、特別分が普通交付税への移行になり、これは6,600万円ほど一応見込みを少なくしておるところでございます。

等々で、あと町債が過疎対策事業債の発行により、これは1億4,973万1,000円の増となっております。総額が7億9,524万7,000円を一応町債で今年度の予算を充てられておるところでございます。

歳出においても、人件費や公債費は減少をしておりますが、子ども手当や子ども医療費の扶助費が増加をいたしておるところでございます。また、普通建設事業、積立金も増加をしておるところでございます。

それからまた、合併時に導入をいたしました電算システムが更新時期を迎え、今年度は戸籍システムと情報系の認証サーバーの更新費用が増加をしておるところでございます。

次年度以降、基幹系システム等、経費を要するシステムの更新を控えております。さらに、23年度から地方交付税の、合併加算が廃止になり、28年度から合併算定替による交付税の増加額が段階的に削減され、一般財源が減少していく見込みでございます。

このようなことから、引き続き事務経費、維持管理費等の経費を削減しながら、一般財源の圧縮を図っていかねばならないと、このように考えており、今年度もこういう考え方で町予算を調整させていただいております。

以上、一般会計のあらましでございますが、大きい目玉はございませんけれども、そういう形の中で何とか住民の生活・安全確保を図りながらやっていこうと考えておるところでございます。

次に、議案第14号平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ315万6,000円と定め、一時借入金の最高限度額を3億5,500万円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、町債の元利償還金192万9,000円、総務管理費112万8,000円でございます。この財源

は、貸付金の元利収入195万6,000円及び県補助金119万7,000円などを充てております。

貸付金の滞納額が多額であり、この回収に全力で取り組んでまいるところでございます。

続きまして、議案第15号平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算それぞれ525万7,000円と定めるものでございます。

内容は、今年度の貸付予定者を新規6名(大学生4名、短大生2名)と計画しております。歳入の主なものは、貸付金元利収入と前年度繰越金でございます。

なお、この貸付事業につきましては、貸付要綱の改善を行い、高校生が高校の授業料無料化ということで、高校生を除外しておるところでございます。

それから、議案第16号平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ358万7,000円と定めるものでございます。

本会計は、既貸付金の返済回収業務を行っているものであり、貸付金の元利収入358万5,000円については、事務費及び一般会計繰出金に充てておるところでございます。

次に、議案第17号平成23年度築上町霊園事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ312万4,000円と定めるものでございます。

23年度の販売数は、小2区画を見込み、計上いたしております。

歳入は、使用料及び手数料が120万8,000円、事業費及び一般会計へ繰り出すための基金繰入金191万2,000円が主なものでございます。

次に、議案第18号平成23年度築上町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算総額を27億6,365万5,000円と定め、一時借入金の最高限度額を3億円と定めるものでございます。

本年度は、医療費総額を19億8,373万7,000円を計上いたしており、約6%の減少を見込んでおるところでございます。

本年度は、医療制度の大きな制度変更はございませんが、予算についても大きな増減はございません。75歳年齢到達による後期高齢者医療への移行など、被保険者数が年々減少にある傾向なので、医療費総額は前年度比マイナス6%で計上しておるところでございます。

歳入は、国保税それから国庫支出金、療養給付費等交付金と、それから前期高齢者の交付金がございます。

以上が、国民健康保険特別会計の予算の概要でございます。

それから、議案第19号平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額が2億7,916万円と定めるものでございます。

この会計は、後期高齢者医療の保険料を徴収し、後期高齢者医療広域連合へ納付金を納付する特別会計でございます。

歳入の主なものは、保険料として1億8,340万2,000円を計上しておるところでございます。それから、一般会計繰入金として9,572万円を計上しておるところでございます。

次に、議案第20号平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてでございますが、

本予算案は、歳入歳出予算の総額を2億5,987万4,000円と定め、一時借入金の最高額を1億7,000万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、下水道使用料3,403万2,000円、一般会計の補助金3,307万2,000円、資本的収入として受益者分担金1,488万4,000円、国庫補助金5,400万円、一般会計補助金5,044万5,000円、町債7,330万円ということで、歳出に移りまして、下水道管理費といたしまして処理場の費用が3,133万1,000円、町債支払い利息3,491万円ということで、あと資本的支出といたしましては下水道事業費が1億6,216万8,000円、企業債償還金2,946万2,000円となっております。

なお、今年度の事業工事は約1,200メートルを計画をいたしております。

次に、議案第21号平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を7億1,964万5,000円と定め、一時借入金最高額を5億円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、下水道事業収益として下水道使用料4,974万4,000円、一般会計補助金4,705万1,000円、資本的収入として受益者の分担金950万円、県補助金2億5,400万円、一般会計補助金1億2,676万8,000円、町債2億3,100万円を計上させていただいております。

下水道管理費といたしましては、現在の処理場2カ所5,256万8,000円を計上しております。それから、町債の支払い利息が4,480万4,000円、資本的支出として現在葛城椎田西部地区を行っておりますが、5億6,876万円を管路埋設工事費として計上させていただいております。それから、企業債の償還金5,150万7,000円を計上しております。

なお、下水道の管渠の、それからマンホールのポンプ工事等々で、約7,200メートルを計画をしております。

次に、議案第22号平成23年度築上町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を3億2,743万8,000円と定め、一時借入金最高額を2億5,000万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、一般会計から213万4,000円、資本的収入として国庫補助金1億2,575万円、一般会計補助金4,995万2,000円、町債1億4,960万円でございます。

歳出の主なものは、下水道管理費として町債213万4,000円、資本的支出といたしまして、今年度から本格工事に入ります3億2,330万4,000円を計上させていただいております。

なお、事業の内容につきましては、日本下水道事業団委託の処理施設の建設工事を事業団に委託をするようにしてあります。それで、あと直営事業といたしましては、管渠の工事約700メートルを計画をしております。

議案第23号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計当初予算についてでございますが、本予算案は、歳入歳出予算の総額を1億3,661万5,000円と定めるところでございます。

歳入については、事業収入が6,264万円、一般会計繰入金7,245万1,000円、諸収入が151万1,000円、歳出については、管理費が7,443万円、公債費が6,118万5,000円となっております。

次に、議案第24号平成23年度築上町水道事業会計予算についてでございますが、本予算案は、業務の予定量と収益的・資本的収入支出額及び一時借入金の借入限度額を2億円と定めさせていただいております。

具体的な内容は、第3条予算の収益的収入及び支出は、水道事業収益2億4,762万2,000円を計上しており

ます。うち、主なものは、給水収益が2億4,360万円、受託工事収入40万円、加入金252万円でございます。支出の水道事業費用は2億1,582万8,000円で、主なものは受水費、これは水道企業団に払うものでございますが5,814万5,000円、動力費1,140万円、修繕費2,289万円、受託工事費が40万円、人件費1,540万5,000円、企業債の支払い利息は2,216万9,000円でございます。

それから、第4条予算の資本的収入及び支出は、企業債が3,320万円あり、支出の主なものは、建設改良費の自衛隊築城基地内配水管布設替の営業設備費5,827万円、それから企業債の償還元金8,282万円でございます。

以上、平成23年度の当初予算12件の概要でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(成吉 暉奎君) 御苦労さんでございました。

日程第25. 議案第25号

日程第26. 議案第26号

日程第27. 議案第27号

日程第28. 議案第28号

日程第29. 議案第29号

日程第30. 議案第30号

日程第31. 議案第31号

日程第32. 議案第32号

日程第33. 議案第33号

日程第34. 議案第34号

日程第35. 議案第35号

日程第36. 議案第36号

日程第37. 議案第37号

日程第38. 議案第38号

日程第39. 議案第39号

日程第40. 議案第40号

日程第41. 議案第41号

日程第42. 議案第42号

日程第43. 議案第43号

日程第44. 議案第44号

日程第45. 議案第45号

日程第46. 議案第46号

日程第47. 議案第47号

日程第48. 議案第48号

議長(成吉 暲奎君) お諮りします。日程第25、議案第25号の上城井活性化センター条例の制定についてから、日程第48、議案第48号築上町岩丸生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括上程したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第25号から議案第48号までは一括上程ということに決定いたしました。

日程第25、議案第25号上城井活性化センター条例の制定についてから、日程第48、議案第48号築上町岩丸生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第25号上城井活性化センター条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第26号築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第27号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第28号築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第29号築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第30号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第31号築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第32号築上町ふるさと公園広場条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第33号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第34号築上町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第35号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第36号築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第37号築上町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第38号築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第39号築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第40号築上町椎田人権啓発センター及び築城同和研修センター条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第41号築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第42号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第43号築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第44号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第45号築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第46号築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第47号築上町集会所条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第48号築上町岩丸生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成23年3月7日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。それでは、新川久三町長、説明求めます。

町長(新川 久三君) 議案第25号は、上城井活性化センター条例の制定でございますが、上城井活性化センター条例ということで、旧築上西高等学校上城井分校が平成22年3月6日をもって閉校となりました。その跡地の利用等々の検討を行ってきておりましたが、この利用については、地域の伝統文化の保存・継承、地域間交流の推進、地域産業の振興及び地域の活性化を図るというふうなことで、名称を「上城井活性化センター」というふうなことで定めまして、設置条例を提案させていただいております。

後々、またあと、この指定管理者の指定も議案として提案をさせていただいております。よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第26号築上町児童館条例の一部を改正する条例でございます。

本条例は、児童館の休館日を見直すことにより、児童館の運営安定を図ることとしており、また、親子の時間を多く持つことにより、親子のきずなを深めることを目的に、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第27号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、健康保険に加入している方が出産する際に受け取れる国民健康保険特別会計からの出産育児一時金を、国の医

療制度改正に伴い、21年10月から23年3月まで暫定的に4万円引き上げ、39万円としておりましたが、平成23年4月から恒久的に39万円とする、この条例改正でございます。

次に、議案第28号築上町土砂による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、築上町暴力団排除条例の施行に伴い、築上町の事務事業から暴力団の排除を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第29号築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案も前議案と同じく、暴力団の排除のためのものでございます。

それから、議案第30号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についても、これも前議案同様、暴力団排除条例の施行に伴う条文を改正するものでございます。

議案第31号築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例案も前条例案同様、暴力団排除条例の条例の一部を変えるものでございます。

議案第32号も、築上町ふるさと公園広場条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例も暴力団の排除を行うための条例でございます。

次に、議案第33号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定についても、本条例案は、築上町農業公園条例の別表2表の農園関係の面積を現区画に合った面積に設定するため、条例の改正を行うものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議案第34号築上町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例案は、消防組織法の改正に伴い、規定条項の繰り下げが行われることになり、現行の条項に合わせる必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第35号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例案は、火災予防、災害支援等多様化する消防団員の責務を考慮し、また、近隣消防団との均衡を図るため団員の報酬等を見直し、並びに消防組織法の改正に伴い、規定条項が繰り下げられたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

議案第36号は、築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本条例案は、消防組織法の改正に伴い、規定条項の繰り下げが行われることになり、現行の条項に合わせるための条例改正でございます。

議案第37号築上町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、非常勤消防団員等に関する損害補償の基準を定める政令の改正があり、規定条項の繰り下げが行われており、現行の条項に合わせる必要があるための条例改正をいたすものでございます。

議案第38号築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、水難事故、救助支援等多様化する水防隊員の責務を考慮し、隊員の報酬を見直し、また分隊の統合を行うことにより、条例の一部を改正するものでございます。

議案第39号築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、近年、本町奨学金の利用が少ないため、築上町奨学金運営委員会において見直しの検討をして

いただきました。

この結果、運営委員から「本町の教育振興には奨学金制度の存続は必要だ」、そして「利用者にとって魅力のある制度にすべき」、また「優秀な学生を育てるためにも資格要件に成績基準を導入すべき」という御意見をいただいたところでございます。

この意見を受けまして、貸付額を独立行政法人日本学生支援機構の奨学金に近づけた金額まで増額をいたしまして、募集定員においても変更いたしました。さらに、授業料無料化ということで高校生の奨学金を廃止いたしまして、そのあと資格要件に成績基準を設けるというようなことでございます。

次に、議案第40号築上町椎田人権啓発センター及び築城同和研修センター条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、暴力団の排除条例の施行に伴い、築上町の事務事業から暴力団の排除を行うため、そしてまた施設の名称を「人権センター」とするもので、隣保館運営審議会から、隣保館は地域の福祉の向上や、同和問題をはじめとするすべての人権課題の解決に向けた総合的な取り組みを行う場所と、住民交流の拠点として事業運営を今後ますます発展・定着させていく上でも、名称を「人権センター」ということで統一したほうがよからうという意見をいただきまして、町民に館の目的や事業内容等をわかりやすくする必要があるので、本条例を改正するものでございます。

次に、議案第41号築上町地区集会所条例の一部を改正する条例でございますが、本条例案も、暴力団排除の施行に伴い、一応暴力団排除を行うための条例改正でございます。

議案第42号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本議案についても、暴力団の排除を行うための条例ということでございます。

議案第43号築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、暴力団の排除条例ともう一つは、使用許可等の権限を今までは所長にしておりましたけれども、教育委員会という委員会に変更するものでございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

それから、議案第44号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案は、これは暴力団の利用を制限する条例でございます。

議案第45号築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案も、暴力団の排除をうたうための条例改正でございます。

議案第46号築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例案も、暴力団の排除を行うための条例改正でございます。

議案第47号築上町集会所条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案も、暴力団の排除を行うための条例案でございます。

議案第48号築上町岩丸生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例も、暴力団の利用を制限するための条例改正でございます。

以上が、条例改正の全貌でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

日程第49. 議案第49号

議長(成吉 暲奎君) 日程第49、議案第49号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第49号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6号の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。平成23年3月7日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川久三町長、説明を求めます。

町長(新川 久三君) 議案第49号は、公の施設に係る指定管理者の指定についてということですが、本条例案は、条例第25号の上城井活性化センター条例と関係のある条例でございますが、築上西高校の上城井分校の廃校に伴いまして、上城井活性化センターということで一応提案させていただいておりますが、この指定管理者ということで、上城井分校跡地検討委員会の検討の中でも検討をしていただきました。そして、利用希望者の公募の実施も行いまして、これが「上城井ふれあい協議会」ということで、自治会を中心とした、地域のいわゆる活性化グループもこの中に入っておりますが、ここが最適であるという答申を受けたところでございます。

よって、この上城井ふれあい協議会に指定管理者としてお任せしようということが、この条例案の提出でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

日程第50. 議案第50号

議長(成吉 暲奎君) 日程第50、議案第50号町道路線の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第50号町道路線の変更について、次のように町道路線を変更するものとする。平成23年3月7日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第50号は、町道路線の変更でございますが、本議案は県営住宅の築城団地の建て替え事業に伴いまして、町道築城1号線、築城3号線、築城4号線、築城5号線の起終点の位置が変更せざるを得ません。そのため、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線も変更するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

日程第51. 議案第51号

日程第52. 議案第52号

日程第53. 議案第53号

日程第54. 議案第54号

議長(成吉 暲奎君) お諮りします。日程第51、議案第51号築上町教育委員会委員の任命についてから、日

程第54、議案第54号人権擁護委員の推薦についてまでは人事案件であります。したがって、日程第51から日程第54までを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号から議案第54号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第51、議案第51号築上町教育委員の任命についてを議題とします。

職員の朗読に続き、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第51号築上町教育委員会委員の任命について、築上町教育委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。平成23年3月7日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第51号は、築上町教育委員会委員の任命についてでございます。

本議案は、築上町教育委員会委員の岡田良江さんが平成23年3月24日をもって任期満了となります。新たに築上町教育委員会委員の任命をする必要があり、田中真理子さんを教育委員会委員に任命する案件でございます。

なお、今まで岡田さんは教育業務の中で保護者の代表という形で位置づけをして、私も提案を前回しておりました。お子様が卒業なさるといことで、新たに田中真理子さんといことで、一応教育行政基本法の中で、保護者の、望ましいという法律がございますので、保護者から1名出ていただくという意味で提案をさせていただいてるところでございます。

なお、田中さんは、住所は築上町大字椎田913番地の5、生年月日が45年2月12日生まれ40歳。皆さんに、お手元に多分略歴書を写真つきでお配りしてあると思いますが、御参照のほうよろしくお願ひ申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) 本案は人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

議長(成吉 暲奎君) ただいまの出席議員は19人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立会人に2番、丸山年弘議員、3番、首藤萬壽美議員を指名いたします。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長(成吉 暲奎君) 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

それでは、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長(成吉 暲奎君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) それでは記入してください。記入をしたら、順次投票してください。

(議員投票)

議長(成吉 暲奎君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで投票を終わります。

それでは、開票を行います。立会人の方はお願いいたします。

(開票)

議長(成吉 暲奎君) それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、うち有効投票18票、有効投票のうち同意16票、不同意2票。したがって、議案第51号の築上町教育委員の委員に田中真理子氏を任命することに決定いたしました。

日程第52、議案第52号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第52号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。平成23年3月7日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第52号は人権擁護委員の推薦についてでございます。

本案は、現在人権擁護委員棕本欣二郎さんが平成23年6月30日をもって任期満了になります。引き続き人権擁護委員として推薦をいたしたく、皆さんの意見を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) ただいま説明のとおり、人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるものであります。本件は人事案件です。会議規則82条の規定により、投票で適任、不適任を本日決定いたします。議場の出入り口を閉めてください。

ただいま出席議員は19名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、4番、塩田文男議員、5番、工藤久司議員を指名いたします。

それでは、投票箱の点検をお願いいたします。

(投票箱点検)

議長(成吉 暲奎君) 念のため申し上げます。投票は無記名投票といたします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白紙は不適任とみなします。

それでは、投票用紙を配付してください。

(投票用紙配付)

議長(成吉 暲奎君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) それでは、記入してください。記入が終わりましたら、順次投票してください。

(議員投票)

議長(成吉 暲奎君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) それでは、開票をお願いいたします。立会人の方はお願いいたします。

(開票)

議長(成吉 暲奎君) それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票18票、有効投票のうち適任13票、不適任5票。よって、議案第52号の人権擁護委員に椋本欣二郎氏を選任することに決定いたしました。

日程第53、議案第53号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第53号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。平成23年3月7日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第53号人権擁護委員の推薦についてでございます。

本案は、現在人権擁護委員の中村雅輝氏が平成23年6月30日をもって任期満了になります。引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) ただいまの説明のとおり、人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるものであります。本件は人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を本日決定いたします。

ただいまの出席議員は19名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、6番、塩田昌生議員、8番、吉元成一議員を指名いたします。

それでは、投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

議長(成吉 暲奎君) 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判定しがたいもの、あるいは白紙は不適任とみなします。

それでは、投票用紙を配付してください。

(投票用紙配付)

議長(成吉 暲奎君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) それでは、記入してください。記入が終わりましたら順次投票してください。

(議員投票)

議長(成吉 暲奎君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで投票を終わります。

それでは、開票を行います。立会人の方はお願いいたします。

〔開票〕

議長(成吉 暲奎君) それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票18票、有効投票のうち適任17票、不適任1票であります。よって、議案第53号の人権擁護委員に中村雅輝を選任することについて、適任とすることに決定いたしました。

日程第54、議案第54号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第54号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。平成23年3月7日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第54号も人権擁護委員の推薦についてでございますが、本議案は、現在人権擁護委員の梶屋貞子氏が平成23年3月31日をもって任期満了になります。本来なら、梶屋さん、現役であとまだやってもらいたかったんですが、定年要綱というのがございまして、勇退されるということになりました。新たに安田美鈴氏を推薦いたしたいということで、議会の意見を求めるものでございます。

御存じのように、皆さん、安田氏は役場の職員で長年勤務していただいて、皆さんも御存じと思いますが、最後には会計管理者で退職をなされた方でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) ただいまの説明のとおり、人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるものであります。本件は人事案件です。会議規則82条の規定により、投票で適任、不適任を本日決定いたします。

ただいまの出席議員は19名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、9番、西畑イツミ議員、10番、西口周治議員を指名いたします。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長(成吉 暲奎君) 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白紙は不適任とみなします。

それでは、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長(成吉 暲奎君) 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) それでは、記入してください。記入が終わりましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

議長(成吉 暲奎君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで投票を終わります。

それでは、開票を行います。立会人の方はお願いいたします。

〔開票〕

議長(成吉 暲奎君) それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票18票、有効投票のうち適任16票、不適任2票。よって、議案第54号の人権擁護委員に安田美鈴氏を選任することについて、適任とすることに決定いたしました。

それでは、議場の出入り口を開いてください。

〔議場開鎖〕

議長(成吉 暲奎君) それでは、ここで、このたび教育委員になられました田中真理子さんと人権擁護委員になられました安田美鈴さんの2名の方を紹介いたします。どうぞ、お入りください。(発言する者あり)どうぞ、入ってください。

それでは、それぞれ自己紹介をお願いいたします。まず最初、田中さんから。

教育委員会委員(田中真理子君) 先ほど承認していただきました教育委員の田中真理子です。保護者の立場の教育委員ということでしたけれども、少々()しております。しかし、先輩方の()地域の方々にふれあっていき、()教育委員として力を出していきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくをお願いいたします。(拍手)

議長(成吉 暲奎君) それでは、安田さん、お願いいたします。

人権擁護委員(安田 美鈴君) 人権擁護委員の承認をいただきました安田と申します。住民の皆様のお役に立てよう頑張りたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長(成吉 暲奎君) 皆さん、ありがとうございました。それでは、御退席をお願いします。

それではここで、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは本日の午後3時までといたします。

議長(成吉 暲奎君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで散会いたします。大変御苦労さんでございました。

午前11時40分散会